

② 小児かかりつけ診療料の見直し

第1 基本的な考え方

小児に対する継続的な診療を一層推進する観点から、小児かかりつけ診療料について、時間外対応に係る体制の在り方を考慮した評価体系に見直す。

第2 具体的な内容

小児かかりつけ診療料について、診療時間外における対応体制の整備の状況によって施設基準を細分化し、当該体制に応じた評価体系とする。

改 定 案	現 行
<p>【小児かかりつけ診療料】</p> <p>1 小児かかりつけ診療料 1</p> <p>イ 処方箋を交付する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 初診時 641点</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 再診時 448点</p> <p>ロ 処方箋を交付しない場合</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 初診時 758点</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 再診時 566点</p> <p>2 小児かかりつけ診療料 2</p> <p>イ 処方箋を交付する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 初診時 630点</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 再診時 437点</p> <p>ロ 処方箋を交付しない場合</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 初診時 747点</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 再診時 555点</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、未就学児（6歳以上の患者にあっては、6歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る。）の患者であって入院中の患者以外のものに対して診療を行った</p>	<p>【小児かかりつけ診療料】</p> <p>1 処方箋を交付する場合</p> <p>イ 初診時 631点</p> <p>ロ 再診時 438点</p> <p>2 処方箋を交付しない場合</p> <p>イ 初診時 748点</p> <p>ロ 再診時 556点</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、未就学児（6歳以上の患者にあっては、6歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る。）の患者であって入院中の患者以外のものに対して診療を行った</p>

<p>場合に、<u>当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。</u></p> <p>[施設基準] 四の八の三 小児かかりつけ診療料の施設基準等 (1) 小児かかりつけ診療料<u>1</u>の施設基準 イ <u>小児科を標榜している医療機関であること。</u> ロ <u>当該保険医療機関において、小児の患者のかかりつけ医として療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。</u> ハ <u>当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、十分な対応ができる体制が整備されていること。</u></p> <p>(2) <u>小児かかりつけ診療料2の施設基準</u> イ <u>(1)のイ及びロを満たすものであること。</u> ロ <u>当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、必要な対応ができる体制が整備されていること。</u></p> <p>1 小児かかりつけ診療料<u>1</u>に関する施設基準 (削除)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (1)に掲げる医師が、以下の項目のうち、<u>2つ以上に該当すること。</u> (削除)</p>	<p>場合に算定する。</p> <p>[施設基準] 四の八の三 小児かかりつけ診療料の施設基準等 (1) 小児かかりつけ診療料の施設基準 (新設)</p> <p>当該保険医療機関において、小児の患者のかかりつけ医として療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1 小児かかりつけ診療料に関する施設基準 (2) <u>区分番号「B001-2」小児科外来診療料に係る届出を行っていること。</u> (3) (略) (4) (1)に掲げる医師が、以下の項目のうち、<u>3つ以上に該当すること。</u> ア <u>在宅当番医制等により、初期小児救急医療に参加し、休日又は夜間の診療を月1回以上の頻度で</u></p>
--	--

<p><u>ア～ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> <u>幼稚園の園医、保育所の嘱託医又は小学校若しくは中学校の学校医に就任していること。</u></p> <p><u>2</u> <u>小児かかりつけ診療料2に関する施設基準</u></p> <p><u>(1) 1の(1)、(2)及び(4)の基準を全て満たしていること。</u></p> <p><u>(2) 次のいずれかの基準を満たしていること。</u></p> <p><u>ア</u> <u>区分番号「A001」の注10に規定する時間外対応加算3に係る届出を行っていること。</u></p> <p><u>イ</u> <u>在宅当番医制等により、初期小児救急医療に参加し、休日又は夜間の診療を年6回以上の頻度で行っていること。</u></p>	<p><u>行っていること</u></p> <p><u>イ～エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> <u>幼稚園の園医又は保育所の嘱託医に就任していること</u></p> <p>(新設)</p>
--	---